

発行: 読売センターメディア局 よみっこ編集局 代表責任者: 一本杉裕史 〒193-0942 東京都八王子市樋田町586-3 電話 (042) 668-8030 yomikko99@gmail.com <https://yomikko.wixsite.com/website>



## シリーズ 終活

# お金の管理 だれに任せればいい？

行政書士 清水栄さん  
月3回無料相談会開催中  
予約はお電話かHPにて  
**042-657-5016**  
**090-3875-3484**  
<http://sakaekt.com>

今回もセンシティブな問題、お金の管理について。

このところ増えてきているのは、「ご本人様がATMの操作方法が分からなくなりお金が引き出せない」「通帳や印鑑で引き出そうとしてもそれらを紛失してしまう」という例です。結果、大金を自宅に保管される方もいらっしゃいます。が、オレオレ詐欺、強盗などの多い昨今、自宅保管では心配な面もあります。

そんな方のため、専門家が関わ

基本的に「高齢者あんしん相談センターの方、ケアマネさん、ヘルパーさんはお金の出金や支払いなどをしてはいけない」という決まりがあります。つまり、ご本人様が動けないので代わりにマンションの管理費の振り込みを行う、ご本人の代わりにATMでお金を引き出す、などはNG行為ですので、お金の引き出しはヘルパーさんが同行し、ご本人が暗証番号を入力することになりますが、ご本人が暗証番号を忘れてしまつていたら引き出しができません。銀行の方が「この方は認知症では……」となると、預金自

具体的な方法

■八王子市社会福祉協議会の権利擁護事業（日常的な金錢管理サービスとしてサポートしてれます）。

年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き、公共料金や家賃などの支払い手続き、日常生活に必要な預貯金の出し入れなど。費用は、1回1時間まで1700円。

○（要契約）

■成年後見制度

成年後見制度は家庭裁判所に書類などを提出し「審判」により認められる制度です。財産管理、身上監護を行うことでご本人が希望する生活のサポートをします。手続きはすこ

し大変ですが、全ての財産管理、施設などへの入所の手続きなどを手もとで行つてもらえます。親族がなることもできますが裁判所が判断します。元気なうちに「任意後見契約」を公正証書で作成しておくこともできます。

後見制度を利用するとすべての財産を家庭裁判所に報告し、その1年後には財産目録、収支や通帳のコピーなど全てを家裁に報告し、家裁がその方の財産が目的

親族の場合は無報酬もできますが専門家の場合は報酬を支払う必要があります。費用は家裁HPによると月額2万円が基準となり、決定は家裁が行います。成年後見制度は担当の後見人が変更できない、一度つくと途中でやめられたなど、しばりもありますので、十分検討することが大切になります。

疑問などがございましたら無料相

通りに使われているか確認します。



## 今日のタスク!

## ことわざ穴埋めクイズ

- ①〇〇〇〇〇の背比べ
- ②〇〇〇は人のためならず
- ③一を聞いて〇〇〇を知る

きらら工房 **包丁研ぎ** 6月の日程

【マルシェ802】 2日(月)、25日(水) 9時～15時  
【京王ストアめじろ台店】 7日(土) 10時～15時  
【めじろ台会館】 30日(月) 10時～15時

※不要な包丁引き取ります。※10本以上であれば個別対応  
できます。詳細は、QRコードまたは「きらら工房八王子」で検索しH  
Pで確認を。  
問合 : 070-4796-7023 (日中のみ)

